

(案)

千葉競輪場開催業務等包括委託審査委員会設置運営要綱

(設置)

第1条 この要綱は、千葉競輪場開催業務等包括委託審査委員会設置条例（平成24年千葉市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第2条第2号に規定する包括委託事業に係る業務の企画提案書には、契約書、仕様書を含むものとする。

(委員)

第3条 条例第3条第2項に規定する学識経験を有する者とは、次のとおりとする。

- (1) 大学において、公営競技、経営、経済のいずれかを専攻する教職にある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 会計士又は税理士
- (5) 興行業、広告・催事事業のいずれかを行う者で、集客事業の実績を有する者

2 条例第3条第3項の規定にかかわらず、任期終了後においても後任者が選定されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(委員の除斥)

第4条 委員は、自己又は自己と密接な関係のある者に直接の利害関係を有する場合においては、その審議に加わることはできない。

(WEB会議等)

第5条 会長は、WEB会議（インターネット上のサービス等を活用した遠隔会議をいう。）及び電話会議（電話を使った遠隔会議をいう。）の手法によって会議を開くことができる。

(書面会議)

第6条 会長は次の各号をすべて満たすものに限り、書面によって委員の意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- (1) 書面による審議とすることについて、事前に委員の承認を得ていること。
- (2) 書面により議事の内容が明確に理解できること。

(3) 緊急に議決を必要とする事項であること。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、経済農政局経済部公営事業事務所において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。